

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例(3・31掲示)	3

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例(高知県条例第42号)

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)の施行に伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 個人の県民税

ア 平成21年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収扱費の算定において納税義務者の数に乘ずる金額(本則 3,000円)を3,300円とする特例措置を講ずること。(付則第9条の3)

イ 個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3パーセント軽減税率の特例を平成21年1月1日から平成23年12月31日までとすること。(高知県税条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第33号)附則第4項)

ウ 源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の3パーセント軽減税率の特例を平成21年1月1日から平成23年12月31日までとすること。(高知県税条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第33号)附則第5項及び第8項)

(2) 不動産取得税

ア 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除外すること。(第86条の5)

イ 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則 4パーセント)を3パーセントとする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。(付則第18条)

ウ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。(付則第19条)

(3) 自動車取得税

ア 目的税から普通税とすること。(第2章第7節)

イ 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(付則第22条の2第2項)

(ア) 車両総重量が12トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(イ) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル自動車のうち、平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの

ウ 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率

は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。

(ア) 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないものであって、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの（付則第22条の2第3項第1号）

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの（付則第22条の2第3項第2号）

エ 電気自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるものの以外の自動車とした上、その適用期限を3年延長すること。（付則第22条の2第4項）

オ 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるものの以外の自動車とした上、その適用期限を3年延長すること。（付則第22条の2第5項）

カ プラグインハイブリッド自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得について、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、税率から100分の2.4を軽減する特例措置を講ずること。（付則第22条の2第6項）

キ ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とした上、その適用期限を3年延長すること。（付則第22条の2第7項）

ク ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車で、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上のものに限定するとともに、税率から軽減する率を100分の1.6（現行 100分の1.8）とした上、その適用期限を3年延長すること。（付則第22条の2第7項）

ケ 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（付則第22条の2第8項第1号及び第2号）

コ 車両総重量が3.5トン以下の一定のディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（付則第22条の2第8項第3号）

サ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（付則第22条の2第10項）

シ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（付則第22条の2第11項）

- (4) 軽油引取税
- ア 目的税から普通税とすること。（第2章第7節の2）
- イ 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずること。（第134条）
- ウ 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずること。（付則第22条の4）
- (ア) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (イ) 海上保安庁その他一定の者が航路標識法（昭和24年法律第99号）の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽油の引取り
- (ウ) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
- (エ) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- (オ) 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り
- エ 免税軽油使用者証の有効期限を3年（現行 2年）とすること。（第141条の6）
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日
この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県税条例等の一部を改正する条例

(高知県税条例の一部改正)

第1条 高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第7節 削除」

を

「第7節 自動車取得税(第118条ー第129条)
第7節の2 軽油引取税(第130条ー第141条の20)」

に、

「第1節 自動車取得税(第179条の2ー第179条の13)
第2節 軽油引取税(第180条ー第200条)」

を

「第1節及び第2節 削除」

に改める。

第3条各号を次のように改める。

(1) 普通税

ア 県民税

イ 事業税

ウ 地方消費税

エ 不動産取得税

オ 県たばこ税

カ ゴルフ場利用税

キ 自動車取得税

ク 軽油引取税

ケ 自動車税

コ 鉱区税

サ 固定資産税

(2) 目的税

狩猟税

第5条第1項第1号中「第700条の15第9項」を「第144条の21第9項」に改め、同条第2項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動車取得税に関する事項

第5条第4項中「ゴルフ場利用税」を「ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税」に改め、「、自動車取得税、軽油引取税」を削る。

第8条第2項第3号を次のように改める。

(3) 地方消費税

ア 謹渡割 法第72条の78第2項各号に定める場所又は同条第6項に規定する税務

署所在地

イ 貨物割 消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第2号に規定する保税地域所在地、法第72条の78第6項に規定する税関所在地又は同条第7項に規定する税關所在地

第8条第2項第5号中「とする。」を削り、同条中第10号及び第11号を削り、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地又は納税義務者の住所地

(8) 軽油引取税 軽油の現実の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあっては、販売業者の当該納入に係る事業所の所在地)及び納税者の住所地
第8条第2項第12号中「高知県中央西県税事務所長の所轄区域とする」を「当該住所地を高知県中央西県税事務所長の所轄する課税地とみなす」に改める。

第26条第2号中「第699条の12第1項」を「第123条第1項」に改め、同条第4号中「法第699条の12第2項」を「第123条第2項」に改める。

第48条第2項中「、同法第82条の8第1項」を削る。

第70条第2項第2号中「場合には」を「場合にあっては」に、「又は法附則第35条第1項」を「、法附則第35条第1項」に、「)がある」を「)」、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある」に改める。

第86条の5第1項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改め、同条第3項中「規則に」を「規則で」に、「第80条」を「第80条第1項又は第2項」に、「する際」を「する際に」に改め、同項第3号及び同条第5項第3号中「住所」を「住所又は所在地」に改める。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第118条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(政令第42条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令第42条の2に規定する自動車の取得を含まないものとする。
(自動車取得税のみなす課税)

第119条 前条第1項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第42条の2に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車につい

て、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第120条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、法第118条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

（1）無償でされた自動車の取得

（2）自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令第42条の5第1項において読み替えて準用する政令第5条第1項に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で政令第42条の5第2項に規定するもの

（3）代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

（4）前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第121条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の免税点）

第122条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の徴収の方法）

第123条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

（自動車取得税の申告納付）

第124条 自動車取得税の納稅義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の規定による自動車取得税の申告書（以下この節において「申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

（1）道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

（2）道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

（3）前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の

規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

（4）前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車取得税の納稅義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、申告書又は規則で定める様式による自動車取得税の修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）に県が発行する規則で定める様式による証紙をはってしなければならない。ただし、申告書又は修正申告書に規則で定めるところにより証紙代金収納計器による証紙の額面金額に相当する金額の表示を受ける場合は、これにより自動車取得税額を納付することができる。

3 自動車取得税の納稅義務者が自動車取得税額を納付する場合において、知事が特別の事情があると認めたときは、前項の証紙に代えて、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。この場合において、知事は、申告書又は修正申告書に規則で定める様式による納稅済印を押印するものとする。

（自動車取得税の報告）

第125条 自動車の取得をした者は、その取得価額が15万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第1項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第2項の規定による自動車取得税の報告書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納稅義務の免除等）

第126条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しな

ければならない。

7 第2項の申告をする者は、次に掲げる事項等を規則で定める様式により、第124条第1項の規定による申告をする際に、併せて知事に申告しなければならない。

- (1) 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (3) 譲渡担保財産の表示
- (4) 譲渡担保財産の設定年月日
- (5) 譲渡担保契約の解除予定年月日

8 第5項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (3) 譲渡担保財産の表示
- (4) 譲渡担保財産の設定年月日
- (5) 譲渡担保契約の解除年月日
- (6) 還付を受けるべき金額
(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第127条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の規定による還付又は納付の義務の免除を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (3) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (4) 自動車の車台番号及び登録番号又は車両番号
- (5) 自動車取得税額の納付年月日及び還付を受けるべき金額
- (6) 自動車の取得年月日及び返還年月日
- (7) 自動車の返還理由
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

3 前条第6項の規定は、第1項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。
(自動車取得税の更正又は決定等)

第128条 知事は、申告書又は修正申告書の提出があった場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定するものとする。

3 知事は、第1項若しくはこの項の規定によって更正し、又は前項の規定によって決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知ったときは、その調査によって、これを更正するものとする。

4 法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正及び決定の通知、法第132条

第5項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第133条第4項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式によって行うものとする。
(自動車取得税の減免)

第129条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)が専ら運転する自動車に係る当該身体障害者の自動車の取得で知事が必要があると認めるもの
- (4) 身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者(以下「重度身体障害者」という。)又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)(以下「重度身体障害者等」という。)と生計を一にする者が専ら当該重度身体障害者等のために運転する自動車に係る当該重度身体障害者等の自動車の取得(当該重度身体障害者等が年齢18歳未満の重度身体障害者である場合又は精神障害者である場合にあっては、当該重度身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)又は重度身体障害者等(単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。)を常時介護する者が専ら当該重度身体障害者等のために運転する自動車に係る当該重度身体障害者等の自動車の取得で知事が必要があると認めるもの
- (5) 身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)の利用に専ら供するための構造を有する自動車として規則で定めるものの取得
- (6) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車として規則で定めるものの取得
- (7) 専ら身体障害者が運転するための構造を有する自動車として規則で定めるもの(営業用のものに限る。)の取得
- (8) 天災により滅失し、又は損壊した自動車の所有者が当該滅失又は損壊のあった日から3月以内に当該自動車に代わる自動車を取得した場合における自動車の取得で知事が必要があると認めるもの
- (9) 前各号に掲げる自動車の取得のほか、専ら公益の用に供する自動車の取得で知事が必要があると認めるもの

2 前項の規定に基づき自動車取得税を減免することができる額は、次に掲げる額に第121条に規定する税率を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第9号に掲げる自動車の取得にあっては、当該自動車の取得価額
- (2) 前項第3号から第5号までに掲げる自動車の取得にあっては、次に掲げる額
 - ア 当該自動車の取得価額が300万円以下の場合は、当該取得価額
 - イ 当該自動車の取得価額が300万円を超える場合は、300万円(当該取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額が含まれるときは、300万円に当該構造変更に要した金額を加算した額)
- (3) 前項第6号及び第7号に掲げる自動車の取得にあっては、当該自動車の取得価

額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額

(4) 前項第8号に掲げる自動車の取得にあっては、滅失し、又は損壊した自動車の価格として知事が認める価格（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）

3 第1項の規定に基づき自動車取得税の減免を受けようとする者は、第124条第1項の規定による申告をする際に、併せて次に掲げる事項（同項第1号又は第2号に掲げる自動車の取得にあっては第4号から第7号までに掲げる事項、同項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得にあっては第7号に掲げる事項、同項第5号から第7号までに掲げる自動車の取得にあっては第4号、第5号及び第7号に掲げる事項、同項第8号又は第9号に掲げる自動車の取得にあっては第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得にあっては規則で定める書類及び運転免許証を提示し、同項第8号又は第9号に掲げる自動車の取得にあってはその事由を証明する書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場及び用途
- (3) 自動車の所有者及び使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (4) 申請者又は運転者の運転免許証の番号、交付年月日、有効期限、種類及び条件が付されているときはその条件
- (5) 運転者の住所、氏名及び申請者との続柄
- (6) 自動車の特別仕様又は構造変更の内容（第1項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得にあっては、特別仕様又は構造変更を有する自動車の取得をしたときに限る。）
- (7) 天災により滅失し、又は損壊した自動車の取得年月日、登録番号又は車両番号及び用途
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

第2章第7節の次に次に1節を加える。

第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第130条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は单一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売し

た場合においては、その販売量（第141条の17第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第141条の17第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあっては、第141条の17第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同項第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この節において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）から次に掲げる軽油の数量（当該軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）を控除して得た数量を課税標準として、その者に課する。

(1) 特別徴収の義務の消滅した者が元売業者である場合において、当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油を当該特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに他の元売業者が引取りを行ったときにおける当該引取りに係る軽油の数量

(2) 軽油引取税の特別徴収義務者の死亡又は合併により特別徴収の義務が消滅した場合において、その者の相続人又は当該合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人で当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油を承継したものが、引き続き特別徴収義務者として指定されているときにおける当該承継に係る軽油の数量

(軽油引取税のみなす課税)

- 第131条** 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。
- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (3) 第134条に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
 - (4) 第134条に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
 - (6) 特約業者及び元売業者以外の者（関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者をいう。）が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令第43条の3に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれるものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、政令第43条の4第1項の届出書を知事に提出して、同項の承認書の交付を受けなければならない。
(軽油引取税の補完的納税義務)
- 第132条** 第141条の17第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第130条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令第43条の5に規定するものは、当該納税義務者と連帶して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。
- 2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき又は納税義務者の所在が明らかでないときであって当該納税義務者の事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事業所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。
(軽油引取税の課税免除)
- 第133条** 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第141条の3第3項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。
- (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
 - (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第134条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令第43条の6に規定する石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第141条の7第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法第144条の31第4項若しくは第5項の規

定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

(仮特約業者の指定)

- 第135条** 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者その他その経営の基礎が薄弱であると認められる者であること。
 - (2) 次条の規定に基づき仮特約業者の指定を取り消された者（同条第3号に該当するものとして仮特約業者の指定を取り消された者を除く。第4号において同じ。）で、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであること。
 - (3) 第138条又は法第144条の9第5項本文若しくは第6項後段の規定に基づき特約業者の指定を取り消された者（第137条第2号、第4号若しくは第5号の要件に該当せず、又は第138条第3号の要件に該当することにより、特約業者の指定を取り消された者を除く。次号において同じ。）で、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであること。
 - (4) 次条の規定に基づき仮特約業者の指定を取り消された者又は第138条若しくは法第144条の9第5項本文若しくは第6項後段の規定に基づき特約業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第7号において同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して2年を経過しないものであること。
 - (5) 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること。
 - (6) 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（明治33年法律第67号。法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和32年法律第37号）及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であること。
 - (7) 法人であって、その役員のうちに第2号から前号までのいずれかに該当する者があること。
(仮特約業者の指定の取消し)
- 第136条** 知事は、仮特約業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。
- (1) 前条各号に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (2) 偽りその他不正の行為により前条の規定による仮特約業者の指定を受けたこと。
 - (3) 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者でなくなったこと。
 - (4) 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等（政令第43条の8第4号に規定する代理人等をいう。以下この節において同じ。）が、法第144条の11第1項若しくは第144

条の38第1項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第144条の11第3項若しくは第144条の38第2項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

(5) 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項又は第144条の38第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものと提示したこと（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

(6) 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項の規定による徴税吏員の質問又は法第144条の38第1項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（仮特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

(7) 法第144条の32第1項の規定に違反して都道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

(8) 法第144条の32第3項又は第144条の36の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

(9) 法第144条の33第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたこと。

(10) 第141条の18の規定による届出をせず、又は偽ったこと。

(11) 第141条の19の規定による報告をせず、又は偽ったこと。

(12) 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であった者が、当該代理人等である間の事実により、法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。
(特約業者の指定)

第137条 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、次に掲げる要件のすべてに該当する者を、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

(1) その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徵収の確保に支障がないと認められること。

(2) 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者であること。

(3) 第135条各号に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 仮特約業者として1年以上引き続き軽油（第2号の販売契約に基づき、当該元売業者から供給を受けた軽油に限る。以下この号において同じ。）の販売をしている者

イ 仮特約業者として3月以上引き続き軽油の販売をしている者で、当該仮特約業者の納入すべき軽油引取税に係る都道府県の徵収金について当該元売業者が政令第43条の11第4号ロに規定する総務省令で定めるところにより保証するもの

(5) 軽油の販売量その他の事項について政令第43条の11第5号に規定する総務省令で定める基準に該当する者であること。
(特約業者の指定の取消し)

第138条 知事は、特約業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、特約業者の指定を取り消すことができる。

(1) 前条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこと。

(2) 偽りその他不正の行為により前条の規定による特約業者の指定を受けたこと。

(3) 1年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。

(4) 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項若しくは第144条の38第1項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第144条の11第3項若しくは第144条の38第2項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

(5) 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項又は第144条の38第1項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものと提示したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

(6) 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第144条の11第1項の規定による徴税吏員の質問又は法第144条の38第1項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることが防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

(7) 法第144条の32第1項の規定に違反して都道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

(8) 法第144条の32第3項又は第144条の36の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

(9) 法第144条の33第2項又は第3項の罪に当たる行為をしたこと。

(10) 第141条の18の規定による届出をせず、又は偽ったこと。

(11) 第141条の19第1項又は第3項の規定による報告をせず、又は偽ったこと。

(12) 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であった者が、当該代理人等である間の事実により、法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

(13) 軽油引取税の特別徵収義務者として、第141条の3の規定により徵収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかったこと。

(14) 軽油引取税の特別徵収義務者として、法第144条の20第1項の規定により命ぜられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。
(軽油引取税の税率)

第139条 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、15,000円とする。
(軽油引取税の徵収の方法)

第140条 軽油引取税の徵収については、特別徵収の方法による。ただし、第130条第3項から第6項まで又は第131条の規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徵収は、申告納付の方法による。

2 法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定によって軽油引取税を徵収する場合は、普通徵収の方法による。
(軽油引取税の特別徵収義務者)

第141条 法第144条の14第1項の規定により、軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。

3 第1項の規定により指定された特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

4 第1項又は第2項の規定により指定された特別徴収義務者は、第130条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

(軽油引取税の保全担保)

第141条の2 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令第43条の14に規定するところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者（法第144条の18第1項に規定する納税者をいう。）に対し、金額及び期間を指定して、法第16条第1項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第141条の3 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの期間内において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第133条又は第134条の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の規定による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油にあっては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油にあっては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第1項の場合において、第133条又は第134条の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第141条の7第1項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添えて、知事の承認を受けなければならない。

4 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第141条の4 第141条第1項又は第2項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、その事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にあってはその5日前までに、その事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にあってはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にあってはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に軽油引取税の特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の職名及び氏名

ウ 軽油の貯蔵施設がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所の事業開始年月日

オ アからエまでに掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

(2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の職名及び氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 特別徴収義務者として指定された年月日

オ アからエまでに掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地

エ アからウまでに掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

3 知事は、第1項の規定による登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があったとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときには、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) その事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第141条の5 知事は、前条第1項の規定による登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有する者に対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

2 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 3 第1項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 4 第1項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。
(軽油引取税に係る免税の手続)
- 第141条の6** 第134条に規定する用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、政令第43条の15第1項の申請書を知事に提出して、法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならぬ。
- 2 免税軽油使用者証の有効期間は、交付の日から3年とする。
- 3 第1項の規定により免税軽油使用者証の交付を受ける者のうち知事の承認を受けた者にあっては、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。
- 4 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第134条に規定する用途に該当しないときその他政令第43条の15第15項に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。
- 5 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第3項の規定に基づき2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるとときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずるものとする。
- 6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
- 7 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。
- 第141条の7** 免税軽油使用者は、法第144条の21第1項の申請書を知事に提出して同項に規定する免税証（以下この節において「免税証」という。）の交付を受け、その免税証を登録特別徴収義務者に提出しなければならない。
- 2 免税軽油使用者が前項の規定により免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条第1項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を知事に提示しなければならない。
- 3 第1項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。
- 4 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第3項の規定に基づき交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した政令第43条の15第9項の明細書を添えなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるとき

その他政令第43条の15第16項に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税軽油の引取りを行うために必要とする免税証を交付しなければならない。

- 6 免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 7 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。
- 8 免税証の有効期間は、当該免税証を交付した日から1年以内において知事が免税証に記載した期間とする。
- 9 前条第5項及び第7項の規定は、免税証について準用する。
(他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合の届出等)

- 第141条の8** 県内に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者が、法第144条の21第1項ただし書の規定に基づき他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、他の都道府県知事に免税証の交付を申請する旨の政令第43条の15第13項の届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 他の都道府県に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者が、法第144条の21第1項ただし書の規定に基づき知事に免税証の交付を申請する場合においては、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在する都道府県知事に提出した政令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例）

- 第141条の9** 法第144条の27第2項の報告対象免税軽油（同条第1項に規定する報告対象免税軽油をいう。）の数量が少量であることとは、免税証の交付の数量により算定した数量が年間又は年間推計で12,000リットル未満の場合とする。
- 2 法第144条の27第2項のその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者とは、国及び地方公共団体とする。
- 3 法第144条の27第2項の規定に基づき、同項に規定する者の同条第1項の報告書（以下この条において「報告書」という。）の提出の期限は、次の表の左欄に掲げる場合における同表の中欄に掲げる期間の報告書について、同表の右欄に定める日とする。

1 既に交付を受けた免税証の有効期間（以下この条において「有効期間」という。）内に新たな免税証の交付を申請する場合	直前の報告書の対象となった期間の末日の属する月の翌月初日（初めて交付を受けた免税証についての報告のときは、有効期間の初日の属する月の初日。以下この表において同じ。）から当該新たな免税証の交付を申請する日の属する月の前月末日まで	当該新たな免税証の交付を申請する日の属する月の末日
2 有効期間内に新たな免税証の交付を申請しない場合	直前の報告書の対象となった期間の末日の属する月の翌月初日から有効期間の末日の属する月の末日まで	有効期間の末日の属する月の翌月末日

3 2の場合において、有効期間が経過した後に未使用的免税軽油を保有しているとき。	有効期間の末日の属する月の翌月初日から当該未使用的免税軽油を使い終わった日の属する月の末日まで	当該未使用的免税軽油を使い終わった日の属する月の翌月末日
--	---	------------------------------

4 前項の規定にかかわらず、同項の表3の項の場合において、有効期間が経過した日から1月以内に新たな免税証の交付を申請するときは、同表3の項の場合の報告の内容については、当該新たな免税証についての報告書に記載することをもって足りるものとする。

(軽油引取税の徵収猶予の申請)

第141条の10 法第144条の29第1項の規定による徵収猶予の申請をする特別徵収義務者は、規則で定める様式による申請書に徵収猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて提出するとともに、当該申請に係る金額に相当する額として知事が認める額の担保を提供しなければならない。ただし、政令第43条の16第1項に規定する要件に該当し、知事が担保を徵する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(軽油引取税の徵収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第141条の11 法第144条の30第1項の規定による徵収不能額等の還付又は納入の義務の免除を申請する特別徵収義務者は、施行規則第16号の14様式の申請書に徵収不能額等の還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第144条の30第1項の規定により軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徵収義務者の未納に係る徵収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第141条の12 軽油引取税の特別徵収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徵収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徵収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項等を規則で定める様式により知事に届け出なければならない。

- (1) 特別徵収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の職名及び氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び当該引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除があった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還があった年月日

2 軽油引取税の特別徵収義務者は、法第144条の31第1項の規定により納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徵収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式により知事に申請しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徵収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証するに足りる書類を添えなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第141条の13 免税取扱特別徵収義務者（第141条の7第1項の規定により免税証を提出すべき登録特別徵収義務者をいう。次項において同じ。）は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徵収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式により知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をする場合においては、当該免税取扱特別徵収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により知事の承認を受けたことを証する書類を添えなければならない。

(免税用途に供した場合の知事の承認)

第141条の14 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定める様式による申請書にその事實を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をした場合においては、規則で定める様式による承認書を当該免税軽油使用者に交付しなければならない。

(軽油引取税の申告納付)

第141条の15 第140条第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納稅者（第141条の20第2項において「申告納稅者」という。）は、第130条第3項から第5項まで又は第131条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる者にあっては毎月末日までに前月の初日から末日までの間における当該販売又は消費若しくは譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額等を、第130条第6項に規定する者にあってはその者に係る特別徵収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までにその所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量及び税額等を、第131条第1項第3号又は第4号に掲げる者にあっては当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額等を、同項第6号に掲げる者にあっては当該軽油の輸入の時までに当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量及び税額等を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税金をそれぞれ納付しなければならない。

(軽油引取税の普通徵収)

第141条の16 第140条第2項の規定によって軽油引取税を徵収する場合においては、次に掲げる者に対して、軽油引取税の納稅通知書を交付する。

- (1) 法第144条の22第1項の者又は同条第2項の法人若しくは人
- (2) 法第144条の25第2項の者又は同条第3項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、同項の納稅通知書に定めるところによる。

- 3 第1項の納稅通知書は、規則で定める。
(製造等の承認を受ける義務等)

第141条の17 元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の法第144条の32第1項に規定する総務省令で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

- (3) 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
 - (4) 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。
 - 2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。
 - 3 第1項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。
 - 4 第1項の承認は、法第144条の32第9項に規定する総務省令で定める製造等承認証を交付して行うものとする。
 - 5 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。
 - 6 第1項第3号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、法第144条の32第9項に規定する総務省令で定める自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。
 - 7 自動車の保有者は、第1項第3号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。
 - 8 第4項の製造等承認証及び第6項の自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けはならない。
- （事業の開廃等の届出）

- 第141条の18** 県内にその主たる事務所又は事業所が所在する特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。
- 2 軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、知事に届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。
 - 3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前2項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。
- （軽油の引取り等の報告）

- 第141条の19** 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行なった軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末における軽油の在庫数量その他の法第144条の35第1項に規定する総務省令で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から30日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の法第144条の35第2項に規定する総務省令で定める事項を知事に報告しなければならない。
 - 3 前2項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。
- （軽油引取税に係る更正及び決定等）

第141条の20 知事は、第141条の3第1項の規定による納入申告書の提出又は第141条の15の規定による申告書の提出があった場合において、当該納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

- 2 知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は申告納税者が前項の納入申告書又は申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって納入申告し、又は申告すべき課税標準量及び税額を決定するものとする。
- 3 知事は、第1項若しくはこの項の規定によって更正し、又は前項の規定によって決定した課税標準量又は税額について、調査によって、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正するものとする。
- 4 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正及び決定の通知、法第144条の47第5項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第144条の48第4項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式によって行うものとする。

第142条の見出し中「納税義務者等」を「納税義務者」に改め、同条第1項中「（昭和26年法律第185号。以下同じ。）」を削り、「除く。以下」を「除く。第154条を除き、以下この節において」に、「ものである場合においては」を「者である場合にあっては」に改める。

第154条第1項中「自動車の」を「自動車（軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第3条の大型特殊自動車を除く。）」に改め、同項第1号中「身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）」を「身体障害者」に改め、同項第2号中「身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有するもの（以下「重度身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）」を「重度身体障害者等」に、「重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者」を「当該重度身体障害者等が年齢18歳未満の重度身体障害者である場合又は精神障害者である場合にあっては、当該重度身体障害者等」に、「当該重度身体障害者若しくは精神障害者（以下「重度身体障害者等」という。）」を「当該重度身体障害者等」に改め、同条第2項中「身体障害者又は精神障害者（第179条の13において「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第4項第1号及び第5号中「及び氏名」を「又は所在地及び氏名又は名称」に改め、同項第6号及び同条第5項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第179条の2から第200条まで 削除

付則第9条の3中「平成19年度及び平成20年度」を「平成21年度」に、「4,000円」を「3,300円」に改める。

付則第18条第1項並びに第19条第1項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付則第22条の次に次の4条を加える。

（自動車取得税の税率の特例等）

第22条の2 自家用の自動車（第118条第1項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対する課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第121条の規定にかかわらず、100分の5とする。

- 2 第8項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は第10項に規定する第一種省エ

エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号に規定する総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第5項第1号イに規定する総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ 法附則第12条の2の2第5項ハに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項ハに規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 第11項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で法附則第12条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の2の2第7項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第7項第1号に規定する総務省令で定めるもの

（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の2第7項第1号に規定する総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第7項第2号に規定する総務省令で定めるもの
（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の2の2第7項第2号に規定する総務省令で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第8項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第9項に規定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の2の2第9項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第9項第1号に規定する総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第9項第1号イに規定する総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第9項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第9項第2号イに規定する総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

- 基準」という。)に適合すること。
- イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。
- 8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前3項、第10項又は第11項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。
- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第10項第1号に規定する総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第10項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で法附則第12条の2の2第10項第3号に規定する総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号に規定する総務省令で定めるものに適合するもの
- 9 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第122条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。
- 10 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第12条の2の2第12項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の2第12項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。
- 11 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の2第13項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(第4項から第7項まで又は

前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- 12 前2項の規定は、第124条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の2第14項に規定する総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

- 第22条の3** 当分の間、第130条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

- 第22条の4** 平成24年3月31日までに行われる次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第130条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

引取りを行う者	用途
1 船舶の使用者	船舶の動力源の用途
2 海上保安庁	航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途
3 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者で政令附則第10条の2の2第1項に規定する総務省令で定めるもの	電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備(次項及び7の項において「電気通信設備」という。)で政令附則第10条の2の2第1項に規定する総務省令で定めるものの電源の用途(通常の電力の供給が断たれた場合その他同項に規定する総務省令で定める場合の用途に限る。次項、5の項及び7の項において同じ。)
4 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者	警察の用に供する電気通信設備の電源の用途
5 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2に規定する放送事業者	放送法第2条第1号に規定する放送の用に供する施設で政令附則第10条の2の2第1項に規定する総務省令で定めるものの電源の用途
6 自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車(道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第1項

	の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。) その他これらに類する機械で政令附則第10条の2の2第1項に規定する総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途		一クリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
7 消防庁及び地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途	14 鉄鋼業を営む者	ペレット、連続铸造鋼片、条鋼、鋼板、钢管、钢管継手、鋼線、鋳鋼又は鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱又は乾燥の用途
8 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもの（日本貨物鉄道株式会社にあっては、同社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源の用途	15 電気供給業を営む者	ア 汽力発電装置の助熱（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途 イ ガスタービン発電装置の動力源の用途
9 農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で政令附則第10条の2の2第4項に規定する総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で同項に規定する総務省令で定めるもの	農業又は林業の用に供する機械、農地の造成若しくは改良の業務の用に供する機械又は素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものの動力源の用途 ア 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物纖維用機械又は畜産用機械 イ 製材機、集材機、積込機又は可搬式チップ製造機	16 地熱資源開発事業を営む者	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途
10 陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成又は乾燥の用途	17 鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業を営む者	さく岩機若しくは動力付試すい機又は鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み若しくは運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
11 建設用粘土製品製造業を営む者	建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成又は乾燥の用途	18 とび・土工工事業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの及び道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
12 セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。以下この項において同じ。）を営む者	セメント製品製造業を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途	19 鉱さいバラス製造業を営む者	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
13 生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォー	20 港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
		21 倉庫業を営む者	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものの動力源の用途
		22 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第82

業又は鉄道貨物積卸業を営む者	号) 第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途		28 自動車教習所業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者	自動車教習所業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定により指定を受けた同法第98条第1項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
23 航空運送サービス業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者	空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に規定する空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途		29 索道事業を営む者	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途
24 廃棄物処理事業を営む者	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途		30 ゴルフ場業を営む者	ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途
25 木材加工業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者	木材加工業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途		2 第141条の6から第141条の9まで、第141条の13及び第141条の14の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第141条の6第1項中「第134条」とあるのは「付則第22条の4第1項」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第2項中「3年」とあるのは「3年（3年を経過する日が平成24年3月31日以後に到来する場合にあっては、同日まで）」と、同条第4項中「第134条」とあるのは「付則第22条の4第1項」と、第141条の7第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第141条の8中「法第144条の21第1項ただし書」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、第141条の9第1項から第3項までの規定中「法第144条の27第2項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の27第2項」と、第141条の13及び第141条の14第1項中「法第144条の31第4項又は第5項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項」と読み替えるものとする。	
26 木材市場業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者	木材市場業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途		3 前2項の場合における第131条、第140条、第141条の3及び第141条の15の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
27 たい肥製造業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者	たい肥製造業で政令附則第10条の2の2第6項に規定する総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途			読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句

第131条第1項第3号	第134条	付則第22条の4第1項
第131条第1項第4号	第134条	付則第22条の4第1項
	同条	同項
第131条第3項	第1項第3号	第1項第3号（付則第22条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第140条第1項ただし書	第131条	第131条（付則第22条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第141条の3第1項及び第3項	又は第134条	若しくは第134条又は付則第22条の4第1項
第141条の15	第140条第1項ただし書	第140条第1項ただし書（付則第22条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第131条第1項第3号又は第4号		第131条第1項第3号又は第4号（付則第22条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

(軽油引取税の税率の特例)

第22条の5 平成30年3月31日までに第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第130条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第139条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

付則第24条から第28条までを次のように改める。

第24条から第28条まで 削除

付則第30条の2第2項第2号中「第39条、第39条の2前段」を「第39条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第30条の2第1項の規定による所得割の額」と、第39条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第30条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条前段」に改め、同条第5項第2号中「第39条、第39条の2前段」を「第39条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第30条の2第3項の規定による所得割の額」と、第39条の2中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第30条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条前段」に改める。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4項、第5項及び第8項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第131条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第130条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 5 施行日前に第1条の規定による改正前の高知県税条例（以下「旧条例」という。）第180条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第181条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第180条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第183条の2の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第135条の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第183条の2の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同条の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第135条の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 8 この条例の施行の際現にされている旧条例第183条の4の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第137条の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第183条の4の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同条の規定による当該特約業者の指定は、新条例第137条の規定による特約業者の指定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第186条の2の規定により提供されている担保は、新条例第141条の2の規定により提供された担保とみなす。
- 11 この条例の施行の際現にされている旧条例第188条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第141条の4第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

- 12 この条例の施行の際現に旧条例第188条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第141条の4第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 13 この条例の施行の際現にされている旧条例第188条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第141条の4第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第188条の2第1項の規定により交付を受けている証票は、新条例第141条の5第1項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第189条第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第134条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては新条例第141条の6第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例付則第22条の4第1項に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第141条の6第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。
- 16 この条例の施行の際現にされている旧条例第190条第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第134条に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては新条例第141条の7第1項の規定による免税証の交付の申請と、新条例付則第22条の4第1項に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第141条の7第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。
- 17 この条例の施行の際現に旧条例第190条第1項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第134条に規定する用途に係る免税証にあっては新条例第141条の7第1項の規定により交付を受けた免税証と、新条例付則第22条の4第1項に規定する用途に係る免税証にあっては同条第2項において読み替えて準用する新条例第141条の7第1項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
- 18 この条例の施行の際現に旧条例第199条第1項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該知事の承認は、新条例第141条の17第1項の規定による知事の承認とみなす。
- 19 この条例の施行の際現に旧条例第199条第3項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第141条の17第4項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。